



マイナポイント事務局や年金に関する機関など、 実在の組織を騙るフィッシングメールに注意！

相談事例

- ①マイナポイント事務局から、スマホに「マイナポイントがまもなく失効するので、請求してください。」というメールが届き、記載された申し込みのURLをタップして、メールアドレスや住所、氏名、電話番号、クレジットカード番号などを入力したが、マイナポイント受取り画面に切り替わらない。フィッシング詐欺なのか。
- ②年金に関する機関名で、「重要なお知らせ」というショートメッセージが届いた。URLがあるが、アクセスしても大丈夫だろうか。

アドバイス

- ◆メールやSMS(ショートメッセージ)に記載されたURLには、安易にアクセスしないようにしましょう。
- ◆フィッシングサイトにアクセスしても、個人情報は絶対に入力しないようにしましょう。
- ◆クレジットカード情報を入力してしまったら、すぐにカード会社に連絡しましょう。
- ◆日頃から、ブックマークした正規のURLや正規のアプリからアクセスしましょう。
- ◆困ったときや不安なときは、消費生活センターに相談してください。

点検商法にご注意ください！

相談事例

- ①「ガス給湯器の点検の委託を受けている」と電話があった。昨日来訪し、点検してもらったところ、経年劣化で交換が必要との説明を受け、契約した。しかし、ガス会社に確認したら、正式な委託業者ではないことがわかった。(80歳代女性)
- ②「近くで工事をしている」と業者が挨拶に来訪した際に、瓦がずれているようなので無料で点検すると言われた。強引に屋根に上がり点検した後、修理が必要と言われ、断ったが、勧誘がしつこかった。(80歳代女性)

アドバイス

- ◆点検を口実に自宅を訪問し、点検後に不安をおおって契約をさせる「点検商法」と呼ばれる手口です。事例のように正式な委託業者を騙って訪問してきたり、しつこく勧誘されたりする場合があります。突然、点検すると来訪してくる業者には注意しましょう。
- ◆点検商法は訪問販売ですので、書類をもらってから8日間はクーリング・オフで解約できます。クーリング・オフ期間を過ぎても取り消しができる場合もあるので、あきらめずに消費生活センターに相談してください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999(土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや！)(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します